

平成28年度

徳島県公立高等学校入学者選抜制度の基本方針（案）

徳島県教育委員会
徳島市教育委員会

平成28年度 徳島県公立高等学校入学者選抜制度の基本方針

徳島県立の各高等学校及び徳島市立高等学校の平成28年度入学者選抜は、この基本方針に基づいて実施する。

I 全日制の課程

第1 一般選抜

1 実施校

全ての高等学校で実施する。

2 募集人員

募集定員から特色選抜及び連携型選抜の合格者数を減じた人数とする。

3 出願

- (1) 特色選抜又は連携型選抜に合格した者は出願することができない。
- (2) 2以上の高等学校に出願することはできない。
- (3) 志願先高等学校にある学科を、志望順に記して出願することができる。
- (4) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。
- (5) 志願者は、出願締切後、志願変更することができる。

4 選抜資料

必須資料については、全ての高等学校において用いることとし、選択資料については、各高等学校、学科の特色に応じて用いることができる。

(1) 必須資料

ア 調査書

(ア) 調査書は一般選抜学力検査と同等に扱う。

イ 各教科の学習の記録の評定

一般選抜学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科を重視する。

(イ) 各教科の学習の記録以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

ウ 一般選抜学力検査

実施教科は国語(作文を含む。)、社会、数学、理科、英語(リスニングテストを含む。)の5教科とする。

エ 面接

個人面接又は集団面接のいずれかを実施する。

(2) 選択資料

ア 実技検査

学科の特性に応じて実施する。

5 選抜方法

(1) 各高等学校長は、必須資料及び選択資料による検査の結果などを資料とし、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(2) 自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

(3) 選抜の手順

ア 第1次選考

調査書の「各教科の学習の記録」の評定が上位から募集人員の80%以内にいる者で、かつ、一般選抜学力検査の得点が上位から募集人員の80%以内にいる者について、面接等の結果、調査書の行動の記録も資料とし、総合的に選考する。

イ 第2次選考

第1次選考の対象者以外の者全員について、調査書の「各教科の学習の記録」の評定と一般選抜学力検査の得点の相関に留意して、総合的に選考する。その際、面接等の結果、調査書の学習の記録以外の記載事項も考慮する。

(4) 第1志望以外の志願者の取扱い

選抜に当たっては、第1志望を優先し、第1志望者の中から合格者を決定する。合格者が定員に満たない場合は、第1志望以外の志願者の中から選抜を行い合格者を決定する。ただし、普通科、理数科、芸術科又は外国語科から、第1志望、第2志望とする者のうち、第1志望不合格者については、第2志望の学科において、その学科を第1志望とした者と同一基準において選考するが、その数は10人以内とする。

6 通学区域

(1) 徳島県立学校規則に定める併設型高等学校を除く普通科の通学区域は別表に掲げる3通学区域とする。

なお、学区外からの合格者数は、特色選抜の入学予定者数と合わせ、第1学区は学区内総募集定員の10%以内、第2学区は8%以内とし、第3学区は高等学校ごとに募集定員の8%以内とする。ただし、特色選抜においては、トップスポーツ校育成事業の指定校における指定競技による学区外からの入学予定者については、この制限を適用しない。

(2) 徳島県立学校規則に定める併設型高等学校、専門学科及び総合学科の通学区域は、県内全域とする。

第2 特色選抜

1 実施校

別に定める。

2 出願要件等

(1) 出願要件

学校の特色、志願してほしい生徒像に基づき、スポーツ、文化活動、その他高等学校が定める特色ある活動（以下「部活動等」という。）について、高等学校ごとに出願要件を示す。ただし、体育科及び芸術科については、出願要件を別に示すことができる。

また、活動実績等の基準を具体的に示す。

(2) 募集人員

ア 各高等学校の募集人員は、次に示す範囲内とし、高等学校ごとに示す。

(ア) 普通科は、募集定員の6%以内とする。

(イ) 専門学科（体育科及び芸術科を除く。）及び総合学科は、募集定員の13%以内とする。

(ウ) 上記(ア)・(イ)による募集人員の計が8人未満になる高等学校は、8人以内とする。

イ 体育科及び芸術科の募集人員は、募集定員の100%とする。

ウ トップスポーツ校育成事業の指定校は、指定競技の募集人員を別に定める。

3 出願

(1) 2以上の高等学校に出願することはできない。

(2) 志願先高等学校にある当該選抜を実施する学科を、志望順に記して出願することができる。ただし、体育科と総合学科、又は、普通科と芸術科を、それぞれ志望順に記して出願することはできない。

(3) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

4 選抜資料

必須資料については、全ての高等学校において用いることとし、選択資料については、各高等学校の判断で用いることができる。

(1) 必須資料

ア 調査書

(ア) 各教科の学習の記録の評定

特色選抜学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科を重視する。

(イ) 各教科の学習の記録以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

イ 特色選抜学力検査

国語、社会、数学、理科、英語の5教科から出題する。

ウ 活動記録

部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、選抜の資料として活用する。

(2) 選択資料

ア 作文

志願してほしい生徒像、出願要件などと関連して、志願者の関心・意欲や能力・適性等をみる作文を課す。

イ 面接

個人面接又は集団面接を行う。

ウ 実技等

部活動等に係わる分野について実技や意見発表等を行う。

5 選抜方法

- (1) 各高等学校長は、必須資料及び選択資料による検査の結果などを資料とし、学校の特色、志願してほしい生徒像、出願要件などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。
- (2) 各高等学校長は、あらかじめ選抜資料の配点を定める。その際、調査書及び特色選抜学力検査の配点の範囲は、それぞれ20%以上とする。
- (3) 自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

6 通学区域

- (1) 徳島県立学校規則に定める併設型高等学校を除く普通科の通学区域は別表に掲げる3通学区域とする。

なお、学区外からの合格者数は、第1、第2学区は各学区内総募集定員の2%以内とし、第3学区は高等学校ごとに募集定員の2%以内とする。ただし、トップスポーツ校育成事業の指定校における指定競技による学区外からの合格者については、この制限を適用しない。

- (2) 徳島県立学校規則に定める併設型高等学校、専門学科及び総合学科の通学区域は、県内全域とする。

7 その他

生徒募集に係る部活動等における中学校・高等学校の連携については、別に定める。

第3 第2次募集

1 実施校

合格者が募集定員に満たない学科で実施する。

2 出願

- (1) 特色選抜、連携型選抜又は一般選抜に合格した者は出願することはできない。
- (2) 2以上の高等学校に出願することはできない。
- (3) 志願先高等学校にある第2次募集を実施する学科を、志望順に記して出願することができる。
- (4) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

3 選抜資料

必須資料については、全ての高等学校において用いることとし、選択資料については、各高等学校、学科の特色に応じて用いることができる。

(1) 必須資料

- ア 調査書
- イ 作文
- ウ 面接

(2) 選択資料

- ア 学校指定教科の検査
- イ 実技検査

4 選抜方法

- (1) 各高等学校長は、必須資料及び選択資料による検査の結果などを資料とし、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。
- (2) 自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

5 通学区域

通学区域は県内全域とする。

第4 連携型選抜

徳島県立学校規則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については、志願理由書の審査並びに学力検査（国語、社会、数学、理科、英語の5教科から出題する。）及び面接の結果などを資料とし、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

II 定時制の課程

第1 一般選抜

全日制の課程に準ずる。なお、通学区域は県内全域とする。

また、平成28年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、学力検査に代えて、作文を実施することができる。

第2 特色選抜

全日制の課程に準ずる。なお、通学区域は県内全域とする。

第3 第2次募集

全日制の課程に準ずる。

III その他

第1 高等学校ごとに、学校の特色及び学科ごとの志願してほしい生徒像を、別に示す。

第2 選抜日程及び各高等学校の募集定員は、別に定める。

第3 特別な事情により欠席が多い者及び調査書に評定が記載できない者に対する配慮

1 特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書を提出することができる。

2 調査書に評定の記載ができない者については、中学校長は、副申書を提出しなければならない。

第4 県外からの志願

県外に居住する者で、特別な事情があって、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、出願に係る教育長の承認を受けなければならない。

第5 海外帰国生徒等の選抜

海外帰国生徒等の選抜については、県教育委員会と協議し、弾力的に取り扱うことができる。

別表

全日制課程における普通科の通学区域

学区	高等 学 校	区 域
1	小松島、富岡西、那賀、海部	小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
2	鳴門、板野、阿波、名西、阿波西、穴吹、脇町、池田	鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
3	城東、城南、城北、徳島北、徳島市立	徳島市
	城ノ内、富岡東、川島	全県

重複区域

下表の区域に保護者の住所がある生徒は、右の学区の高等学校に通学することができる。

区 域	通学できる学区
佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町、神山町	第3学区